

「女性活躍加速のための重点方針 2020」について

令和 2 年 7 月 1 日（水）
すべての女性が輝く社会づくり本部（第 9 回）
加 藤 厚 生 労 働 大 臣

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症への対応に当たり、非正規雇用で働く方や、妊娠中の女性労働者の方など、特に大きな影響を受ける女性への支援にしっかりと取り組んできたところで

す。

また、本年 6 月以降、改正女性活躍推進法及び改正労働施策総合推進法等が順次施行されています。

行動計画策定義務の対象事業主の拡大、情報公表の強化、プラチナえるぼし認定制度の創設等により、女性活躍の取組をより一層推進するとともに、ハラスメント防止対策の強化が適切に図られるよう、円滑な施行に取り組んでまいります。